

4) 「三. 今後の環境政策の展開の方向」の「4. 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進」について

- (1) 国民や企業、NPO 等を含む民間の各種組織の意欲や行動が、・・・適切な実践や参加につながるように、仕組みづくりやパートナーシップづくりを行うことが国や地方公共団体の役割として期待されている」とされるが、「役割として期待されている」のではなく、國民主権のもとで、こうした「適切な実践や参加につながるように、仕組みづくり」は国や地方公共団体の責務であって義務であることを明確に記述すべきである。
- (2) 「国民や民間の各種組織の十分な参加・参画ができるようにしていくための仕組みづくりが必要である。」とされるが、具体的にどのような仕組みが必要かもついて明確に記述すべきである。

5) 「三. 今後の環境政策の展開の方向」の「5. 國際的な戦略を持った取組の強化」について

- (1) 残念ながら、地球温暖化問題をとっても日本政府に「国際的な戦略」など見られず、常にアメリカの意向と一部の産業界の利益を中心とした「戦略」しかなかったと言ってよい。その評価と反省を明記すべきである。
- (2) 「国際的な戦略」をたてる上でも、その分野で活動している日本の NGO や NPO、また国際的な環境 NGO などの意見を恒常的に採り入れるシステムが必要であることを明記べきである。
- (3) 再生可能エネルギーについては、「国内に存在する再生可能エネルギーの有効活用を進めていく必要がある」との記述しかないが、2003 年 4 月から施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(通称 RPS 法)は、①低い目標値、②新エネルギーの定義、③電力事業者に任せられた運用、などの問題点から自然エネルギー抑制法として機能してしまっていることを正確に評価し、固定価格買取り制度などの制度の導入を検討することを明記すべきである。

6) 「三. 今後の環境政策の展開の方向」の「6. 長期的な視点からの政策形成」について

「現状の延長による積み上げを行う手法だけでなく、あるべき将来像から考えていくバックキャストの手法を用いることが望まれる」との記述は重要である。

問題は、前述のように「あるべき将来像」を科学的に明らかにし、民主的手段でその合意を形成することである。

「データを収集し、分析し、前提条件を変えながら、複数のシナリオを立てて、将来像を見通し、そのような将来像を踏まえて、現在から長期にわたる施策を展望する努力」も必要であるが、こうした施策をたてるにあたって、市民・NGO などの参加が決定的に重要なことを明記すべきである。

また、長期的な視野を持った取組みと同時に、科学的不確実性がある課題についても、予防原則の観点から早期に施策を実施することが求められることを、ここでも明記すべきである。

環境基本計画のあり方に関する意見

No. 22

「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」について

将来において真に持続可能な社会を構築していくためには、市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくりは不可欠である。そのためには、国からのより積極的な情報発信・普及啓発活動により環境保全を配慮した消費活動がいかに大切であるかを国民に知ってもらう必要があるわけだが、その際に具体的な効果や環境先進国での成功事例など地球環境と人間社会にとってのメリットをわかりやすく示すべきである。それがプラス思考の環境配慮型活動を生む原動力となる。

また、消費者が頭で理解できてもそれが実際の消費活動に結びつき、企業にまで影響を及ぼすためには最後はコスト面を抜きには語れない。やはり国家として、環境配慮型の企業経営や消費活動にいかに経済的インセンティブを与えるかの仕組みづくりがカギになる。“市場において環境の価値が積極的に評価される”ためには市場原理そのものが環境の価値を認め環境に配慮したものしか生き残れないような状況を作る必要がある。そのきっかけづくりとして、最初に市場を動かすのはやはり経済的インセンティブである。

国として消費者や生産者など市場を取り巻く全ての人々に対し、環境配慮型行動が地球環境に与えるメリットを発信するとともに、環境に配慮する人々への経済的メリットを同時に与えて理想的な市場原理を作っていくことが大事である。

全体的に昨今の環境保全をめぐる諸問題を包括的に記述しており、これら問題は、一部専門家の扱い事項ではなく、幅広い層が関与し、解決していくべきであるとの認識を高める論点整理となっており、評価できる。

特に、これまで、環境施策には反対に回ることに少なくなかった産業界の協力を得るべく、「環境と経済の両立」の視点からの説明に紙幅を割いているのは妥当であろう。

ただし、気になったのは、環境保全と言った場合に、その環境が良好であるか否かの指標となることの多い「野生生物」についての言及が、相対的に少ない。

そのため、ともするとエコノミストや人口学者に見られがちなマクロ的分析が全体を覆っている印象を受けてしまう。

1. 環境保全行動につながる人づくり・ライフスタイル

現今の自然破壊行為は、市民が身の回りの自然とのふれあいを喪失し、メディアの中の事象のようにとらえることが遠因にあることから、この部分の記述を膨らませたいところである。実際、自然とのふれあいの提供が、たいていボランティアベースであるため、「ふれあい」という趣味的段階にとどまり、「保全」という社会的行為にまで昇華できていないのが口惜しい。p.9 の最後の3行や p.10 の最初の3行に書かれているように、人々に自然破壊の実態に経験的に気づかせ、再生・保全行為に向かわせることが職業的に成り立ち、また好ましいビジネス創設につながるものであってほしいところである。これが可能になれば、環境保全への配慮を中心に据える「LOHAS」「スローフード」「もったいない」といったライフスタイルを実践する市民層が、底辺から厚みを増していくと思われる。

また、そうでなくてはならない。環境問題を、もっぱらメディアから受け取る情報をもとに頭の中で構成している市民は、いくら知識が豊かであっても、自然保護の現場からは遠いのが実状である。

2. 生物多様性の保全

冒頭に述べたように、経済との調和に重きを置く見方から起きたことであろうが、p.18 にあるとおり、「個別的分野」の第6項目によく「生物多様性の保全の問題」が出てくる。しかしながら、環境が良好であることの指標には野生生物が多く取り入れられるであろうことから、第6項目というものは優先順位的に低すぎると思われる。地球全体の年間平均気温や、大気中の粒子状物質濃度と同等かそれ以上に生物指標は重要である。この6項目は必ずしも、優先順位にしたがって並んでいるわけではないであろうが、読み手にはどうしても「生物多様性の保全」が最下位にあることが、施策の順位を表しているように受け取られてしまう。我が国は、生物多様性条約に批准し、その国内対応の具体化として「新・生物多様性国家戦略」をとりまとめ、さらにこれにもとづいて外来種対策法などの法律の整備も進んでいることから、より上位に置かれるべきであると考える。生物の多様性が保全されることは、我々の生活の基盤が保証されるのと同意として過言ではない。「新・生物多様性国家戦略」が今後数年内に改訂される見込みであることからもぜひこうしていただきたい。

3. 市民参画の保証

p.13-14 に、「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協同」が書かれている。このテーマは古くて新しいものであるが、「連携」「参画」「コミュニケーション」が進展しないのは、一般市民に近い位置で活動するNGO・NPOの政策決定過程への参加が進まないからである。現在、ヨーロッパで議論されているEU憲法には、「100万人の誓願があれば議会での立法化を必ず議論すること」という条項がある。我が国においても、「10万人～15万人の誓願があれば、新たな法律の制定ないしは既存の法律改正の議論を国会で必ず行う」という旨の保証がほしいところである。民主的な手続きを定め、古くて新しいテーマへの解決策のひとつとしたい。欧州流の市民社会の招来を、「環境」の観点から進めて行ければ、まさに「環境の世紀」(p.2)と呼ぶにふさわしい事態ではなかろうか。市民からの提案権のあるなしは、21世紀の国家の民主度を表すものとなって行くと思われる。

4. 予防原則

このところの環境の話題はアスベストに集中しているが、その発病までの潜伏期間は数十年単位であると言われる。最近になって話題が大きくなったのも、ある企業が被害の実態を公表したことに起因する。あとから続出する被害の報告は、対策が後手に回ったために被害を大きくしたことを示唆している。小池大臣が言うように、「当時は環境よりも産業優先が時代背景としてあった」のはたしかであろう。このような悲劇を防ぐには、少しでも危険性が察知される場合には、科学的知見が十分でなくとも対策を講じるという「予防原則」の強化が欠かせない。p.12 に「予防的な方策」との表現があるが、生物多様性条約の記述通りの「予防原則」という力強く、意味も確かな表現に高められないか。現行の法律においては、「予防原則」という文言をそのまま取り入れるのは難しく、弱められてしまう。この壁を突破できるかどうかが今後の環境対策の運命を決めるのではないだろうか。

以上

1. 商業的に利用されているすべての化学物質は、最終的に環境に出てくることを確認すること。したがって、現在幾つかの法律で別々に管理されている化学物質を、その製造段階から管理を一元化する必要がある。化学物質は、医薬品、獣医薬品、農薬（殺虫剤、除草剤、殺鼠剤、殺菌剤）、抗生物質、ホルモン剤、サプリメント類、工業化学品、化粧品、洗剤、食品添加物（保存剤、改質剤、着色・発色剤）、高分子材料（プラスチック、繊維、接着剤、展着剤、粘着剤）など多岐にわたる。たとえば、同じ化学物質が食物の生育段階で用いられれば農薬あるいは獣医薬品（サプリメントもある）とよばれ、食品加工段階で用いられれば食品添加物と呼ばれるが、直接あるいは環境経由で間接的に曝露される消費者にとっては、その区別は意味がない。まず、環境省の下に管理の一元化を図り、その下に用途による効能のメリットと曝露によるデメリットの議論を行うスキームが望ましい。この各スキームに従来の体制を生かせばよい。
2. 一元化管理を可能にする第一段階として、商品名を主成分名に近づけることが必要。管理は一人行政がすることではなく、製造・加工業者と消費者の行動とともに進んでいくものであるから、商品名が化学物質を表していないければ流通の下方に行くほど、管理への参加が困難になる。国民が自衛のための消費行動をしようとしても、最も主要な情報である商品名に主成分をイメージさせる名前がついていなければ、まず行動を起こすことができない。虫眼鏡が要るような細かな字の成分表示よりも、まず商品名の改善が求められる。
3. 一元化管理であろうとなかろうと、化学物質を管理していると宣言できる状態とは何かを、定義する必要がある。現在の状態は到底管理しているとは言い難い。事が起った後で、その物質の関する毒性の研究やモニタリングやリスク評価を行っているだけである。事が起っていない物質は放置されているが、本当に事が起っていないのかどうか、誰も知らない。万という種類の化学物質を利用しながら、その特性を把握しているのはせいぜい数百種類であろう。詳細リスクに至っては世界でも数十種類と言われている。このような状態を「管理している」と言えるのかどうか、議論するよう求められる。
4. 「管理している」と言えるためには、マンパワーや資金に対応して総数を制限する必要があると思う。医薬品に例をとれば、一つの効能に数十種の商品があり、数を制限するというコンセプトが無いために、事実上無数の商品が生まれる素地を作っている。しかし、それらを医師が使いこなすことすら出来そうにもないほど多くの医薬品が存在する必要があるのだろうか。国民の立場からすれば、これは非常に憂慮すべき状態である。そこで、国としては、一つの効能に対して許可する薬品の数を制限することが適当であろう。よりよい薬品が生まれたならば審議会にかけて従前のものとの比較を行い、トータルにみて本当に良いと判断されれば、従前のものと入れ替えればよい。このようなことは、医薬品以外の分野でも可能である。このようにしなければ「管理している」とはとても言えない。市場の原理を働かせればすべてうまく行くという主張があるが、市場は市場、国の管理は管理で、立場

が異なる。国民の安全、健康に責任をもつべき国は管理原則を一体どこに置くのか、国民的議論を起こすよう求める。

以上。

全般的に「きれいごと」が書かれており、その実現には長期に取り組む必要がある。この5年でどこまでをめざすのかを「考え方」でも示してほしかった。

p.3～6 現状と課題

めざすところは平成6年の計画とそうちがいはないだろう。平成6年からの取り組みでどこまで進展したか、どこが課題として残っているかも計画の「現状と課題」のところで述べて欲しい。それを踏まえて、次の5年では長期の取り組みのどのような部分を実現しようとするのか、どのぐらいまで実現しようとしているのかについて記述してほしい。

p.5 国、地方公共団体、／p.17 重点的に取り組むべき事項については、国、地方公共団体、

地方公共団体でも、県と市町村では、役割が異なる。その違いを明確にして、役割を考えてほしい。取組みが進んでいる市町村と、取り組みがされない市町村が混在している現在、県に望まれる役割も変化しているのではないか？たとえば、国民の参加を促すために国、県、市町村で同じような啓発的なパンフレットをつくっていることがある。普及啓発的なパンフレットは国が担当し、市町村ではその地域を把握できるデータを収集、県は市町村で集めたデータをまとめ提供するというような役割分担が考えられる。

ただし、地方分権の観点から、国が一律に役割を決めるのも問題が生じると思われる。

p.5～6 持続可能な社会に向けての理念

今までの計画にすでに含まれている部分もあるが、追加された部分もある。**重要**

な理念なので計画での記述に期待している。また、この理念を共通の認識とするような取組みを計画にいれていきたい。

p.7～9 「より良い環境」、「より良い経済」、「より良い社会」

人によって「良い」についてイメージすることが異なるため、地域で一致した力になりにくいのではないか、バラバラな動きしか生まれないのでないか。たとえば、管理がしっかりされている状況を「良い環境」だと思う人、管理されていない状況を「良い環境」だと思う人、さまざまである。メリットデメリットある中でどのようなバランスの状態を「良い」とするかは地域でも異なるだろう。地域にいるいろいろな人が「良い環境」「よい経済」「よい社会」を合意しなければ、地域ではバラバラな活動にしかでてこない。

あいまいな言葉で示されている部分を明確にすること、「合意」をつくっていくことから始める必要があるのでないか。合意するために3年、さらに地域で周知されるのに2年かけて取り組むような「本気」の計画を望む。

p.16 長期的な視野からの政策形成／長期的な視野を持った取組み～／長期的な取組み～

「長期的な視野」「長期的な取組み」とはどのようなことがわかりにくい。長期にだらだら取り組めばいいというものではない。バックキャスティングであるべき将来像を考え、その「あるべき将来像」へ向けた取組みには長期にか

かるものもある。「るべき将来像へ向けた政策形成」「るべき将来像へ向けた取組み」「るべき将来像へ向け状況を把握する知見の充実」としてはどうか？また、20年後、50年後をめざした取組みを、この5年間でどう実施し、どこまでをめざすかを計画で示してほしい。

p.18 領域を横断した取組み

環境の中での横断的だけでなく、環境以外の分野との横断的な取組みについても考えて欲しい。

以上

1. 市場のグリーン化に対する府省庁間・環境ラベルの連携強化

- 1) 府省庁が関与する環境ラベルについてラベル個々の特長をいかしながら、協働することが望まれる。
- 2) 消費者に対し、エコ商品の選択に対して更なるインセンティブを与えるため、愛知万博で実施されたエコ商品の選択に対して個人還元や社会還元を図る「エコマネー」のような取組との連携を検討していく必要がある。
- 3) 世界の環境ラベル、特に国家の全面的な支援を受けて急成長しつつある東アジアの環境ラベルとの確に連携していくためには、国レベルの積極的な関与が必要である*。府省庁間の連携のもとで、国の施策と民間の環境ラベルの活動が相互に補完し有機的に機能することが重要である。
(*ドイツのブルーエンジェル等ほとんどの環境ラベルは、国の所有である。)
- 4) グリーンコンシューマーの増加を図るには、消費者行政との連携が必要であり、「消費者基本計画」において、環境ラベルについて記述し、施策を位置づけることを検討する等、横断的な取組が期待される。

2. 市場のグリーン化に対する地方自治体の取組の位置づけ

地方自治体は、それぞれの地域特性を踏まえつつ、地方市場のグリーン化に取り組んでいるが、地方分権化の大きな流れの中で、従来以上に大きな役割を担うことになる。
このため、市場のグリーン化に対する地方自治体の役割と責任を明確に位置づけるべきである。

3. 製品の環境性能を評価できる公的試験研究機関の整備

「市場において環境の価値が積極的に評価される」ための基盤として、「環境性能の評価」に対する信頼性が不可欠である。個々の製品について、化学物質の分析・チェックをはじめ多様な環境パフォーマンスを多面的に評価できる公的な試験研究機関の整備が必要になる。新たな機関の設置は現実的ではないので、独法を含め国レベルの機関の連携・見直しの中で実現することを提言する。

[補足]

1. 市場のグリーン化に対する府省庁間・環境ラベルの連携強化」に対する補足

「市場において環境の価値が積極的に評価される」ためには、消費者が商品やサービスを選択する場において、商品・サービスに係る環境情報が消費者に適確に提供されることが必要である。このためのツールが「環境ラベル」であり、当協会が環境省の指導の下に運営管理している ISO タイプ I 環境ラベル「エコマーク」がその代表的なものであるが、環境ラベルには、第三者認証のタイプから、メーカーの自己宣言のタイプまで、多くのものが混在し、消費者にとま

どいを招いている面がある。

4. 「実際に暮らしを環境効率性の高いものに変えていくことにつながるような環境保全の人づくり」にあたって、「家庭」は、以下のように重要な役割を有していることから、家庭における環境面の取組を支援する施策を明確に位置づけることを提言する。

なお、当協会では、日々の家庭での暮らしを見直して、環境にやさしいライフスタイルを定着させるべく、環境省とともに「我が家の環境大臣事業」に取り組んでいるところである。

1) 家庭は、祖父母、親、子、孫といった世代の間で、食事、買い物、遊び、役割分担を通じて、環境に配慮した暮らしの知恵を伝えることができる。

2) 家庭は、家族一人ひとりを通じて、地域社会、職場、学校等とそれぞれつながっているため、家庭で得た知恵や家庭の中での取組を地域社会、職場、学校等でいかすことができ、逆に、地域社会、職場、学校等において学んだ取組を私たちの暮らしや生活文化に反映できる。

3) 家庭での CO₂ 排出量が 1990 年比で 30 % 程度増加しており、京都議定書での 6 % 削減約束から一番遠いものとなっていることから、積極的な取組が必要である。